

単体における自己資本の充実に関する開示

1. 自己資本の構成に関する事項

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客さまによる出資金にて調達しております。

単体自己資本比率

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,985	5,207
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,551	1,549
うち、利益剰余金の額	3,449	3,673
うち、外部流出予定額(△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	79	104
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	79	104
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	5,064	5,311
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	31	34
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	31	34
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	153	246
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	6	48
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	16	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	208	328
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	4,856	4,982
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,171	81,312
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△720	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,428	5,697
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	86,600	87,010
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	5.60%	5.72%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.自己資本の充実度に関する事項

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	81,171	3,246	81,312	3,252
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	77,966	3,118	78,366	3,134
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20	0	20	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,787	191	4,058	162
法人等向け	28,513	1,140	30,879	1,235
中小企業等向け及び個人向け	18,027	721	19,627	785
抵当権付住宅ローン	4,581	183	3,862	154
不動産取得等事業向け	8,984	359	7,518	300
三月以上延滞等	214	8	144	5
取立未済手形	8	0	15	0
信用保証協会等による保証付	833	33	951	38
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	141	5	134	5
出資等のエクスポージャー	141	5	134	5
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	11,854	474	11,153	446
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,200	48	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,705	68	1,731	69
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,013	40	1,066	42
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,935	317	8,355	334
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,925	157	2,946	117
ルック・スルー方式	3,925	157	2,946	117
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,428	217	5,697	227
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	86,600	3,464	87,010	3,480

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」、「(国際決済銀行等向け)」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念手続等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用格付制度を導入しております。また、信用リスクの計量化に対するインフラ整備を進めております。信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は「資産査定事務取扱規程」及び「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&P グローバル・レーティング (S&P)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	266,190	271,732	125,279	129,332	31,362	40,086	—	—	420	270
国外	4,861	4,862	—	—	4,861	4,862	—	—	—	—
地域別合計	271,051	276,594	125,279	129,332	36,223	44,948	—	—	420	270
製造業	8,665	8,229	8,633	8,229	—	—	—	—	28	21
農業、林業	404	543	404	543	—	—	—	—	4	4
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,138	1,067	1,137	1,066	—	—	—	—	—	—
建設業	11,772	11,898	11,772	11,898	—	—	—	—	229	156
電気・ガス・熱供給・水道業	2,606	2,711	2,606	2,711	—	—	—	—	—	—
情報通信業	528	572	498	542	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,606	3,697	3,569	3,661	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,772	10,498	10,772	10,477	—	—	—	—	80	35
金融業、保険業	108,619	101,334	4,446	4,305	1,602	1,602	—	—	—	—
不動産業	24,267	26,866	24,267	26,866	—	—	—	—	24	11
物品賃貸業	231	286	231	286	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	612	774	612	774	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,765	1,839	1,765	1,839	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,114	2,174	2,114	2,174	—	—	—	—	0	3
生活関連サービス業、娯楽業	1,987	2,181	1,987	2,181	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	665	587	665	587	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	7,453	7,373	7,453	7,373	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	7,875	7,658	7,867	7,641	—	—	—	—	0	0
国・地方公共団体等	38,328	47,407	6,784	7,138	31,519	40,244	—	—	—	—
個人	27,680	29,030	27,680	29,030	—	—	—	—	53	36
その他	9,952	9,862	5	2	3,100	3,101	—	—	—	—
業種別合計	271,051	276,594	125,279	129,332	36,223	44,948	—	—	420	270
1年以下	33,277	17,031	18,082	16,715	100	207	—	—		
1年超3年以下	7,988	17,267	6,707	6,244	1,274	1,013	—	—		
3年超5年以下	11,382	11,584	10,036	9,652	1,345	1,932	—	—		
5年超7年以下	10,408	16,843	9,050	14,967	1,358	1,876	—	—		
7年超10年以下	28,154	23,317	23,465	19,230	1,678	1,078	—	—		
10年超	88,166	101,147	57,699	62,307	30,467	38,839	—	—		
期間の定めのないもの	91,673	89,402	237	214	—	—	—	—		
残存期間別合計	271,051	276,594	125,279	129,332	36,223	44,948	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P9の「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」と同様です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	115	30	8	10	75	8	16	6	30	27	0	0
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	71	246	180	3	—	12	5	26	246	210	1	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	24	—	—	—	—	—	24	—	—
卸売業、小売業	255	318	69	6	1	11	5	40	318	272	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	38	134	96	0	—	10	—	18	134	106	—	1
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	17	18	0	—	—	—	—	2	18	15	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	7	—	—	—	—	—	7	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	60	—	—	—	—	—	60	—	—	—	—	—
その他のサービス	3	3	0	2	—	—	—	0	3	5	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3	10	10	—	3	—	0	1	10	8	—	—
合 計	564	761	365	56	80	43	88	96	761	678	1	2

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0％	157	142,949	158	146,583
10％	—	8,530	—	9,715
20％	35,452	42	33,261	77
35％	—	12,051	—	10,116
50％	2,288	168	9,763	147
75％	—	20,628	—	17,480
100％	—	47,802	—	48,292
150％	—	86	—	78
200％	—	—	—	—
250％	—	892	—	919
1,250％	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	37,898	233,152	43,182	233,411

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当金庫は、リスク管理の観点から、信用リスクを軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明と理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては「融資事務取扱規程」等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める規定等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	信用リスク削減手法	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
		5,116	5,037	16,270	24,873	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
- 当金庫における証券化取引の役割は投資家であります。当該投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、リスク管理部において、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて、ALM委員会に諮り適切なリスク管理に努めております。
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
- 当金庫は標準的手法を採用しております。
- (3) 証券取引に関する会計方針
- 当該取引にかかる会計処理については日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理をしております。
- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
- 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
 - 株式会社日本格付研究所 (JCR)
 - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
 - S&P グローバル・レーティング (S&P)

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
- 該当ございません。
- b. 再証券化エクスポージャー
- 該当ございません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
- a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
- 該当ございません。
- b. 再証券化エクスポージャー
- 該当ございません。
- ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
- 該当ございません。

7. オペレーショナルリスクに関する事項

当金庫では、オペレーショナルリスクを「事務処理態勢の整備やシステムの稼働および法務チェックなどが適切に運用されていないこと、または自然災害や事務センターが運営するシステムの障害により、当金庫が経営上直面するリスク」と捉え、「オペレーショナルリスク管理規程」においてリスク管理の基本方針や管理態勢などを定めております。

また、当金庫は、オペレーショナルリスク相当額の算出には「基礎的手法」を採用しております。

8. 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式等に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は投資枠内での取引に限定し、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。

なお、取引に当たっては当金庫が定める「資金運用規程」「有価証券等運用方針書」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	177	177	43	43
非上場株式等	1,059	1,059	1,088	1,088
合 計	1,236	1,236	1,132	1,132

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	97
売 却 損	0	0
償 却	26	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	49	7

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,811	6,365
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

10. 金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。

金利リスクは、全ての金利感応資産・負債を対象として管理しております。通貨については、当金庫の重要な金利リスクを有する日本円及び米ドルを管理対象としております。

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、リスク管理部が月次でALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(2)金利リスクの算定方法の概要

- A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
1.25年となっております。
 - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
5年となっております。
 - (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算しております。
 - (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 - (g) 内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
 - (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
2024年3月末のΔEVEは7,452百万円(前期比末+2,628百万円)、ΔNIIは62百万円(前期比+31百万円)となっております。
 - (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト(金利リスク(ΔEVE)/自己資本の額)の結果は149.531%となっております。
- B. 信用金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- 統合リスク管理では、VaRで計測されるリスク量が年度毎に設定される配賦資本の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が自己資本等に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、リスク管理部がALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末
1	上方パラレルシフト	7,452	4,824	62	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	31
3	スティープ化	6,778	4,471		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	7,452	4,824	62	31
		ホ		ヘ	
		令和5年度末		令和4年度末	
		4,984		4,856	
8	自己資本の額	4,984		4,856	